

## 新潟市高等学校定時制課程夜食費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、勤労青少年の高等学校の定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、「新潟県高等学校定時制課程教科書給与事業、修学指導事業及び夜食事業並びに通信制課程教科書学習書給与事業、修学指導事業実施要領」(平成7年4月1日制定。)第9から第11までに規定するもの(以下「補助対象者」という。)の夜食に要する経費に対し、新潟市高等学校定時制課程夜食費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則(昭和44年11月5日規則第41号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、「高等学校定時制課程夜食費補助の取扱いについて」(平成8年2月23日新潟県教育庁保健体育課長通知教保第972号)及びこの要綱の定めるところによる。

### (交付基準)

第2条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

補助の対象とする経費は、補助対象者の夜食の実施に必要な物資の購入に要する経費とする。

補助金の額は、別に通知する生徒1人1回当たりの補助単価に夜食数を乗じて得た額又は夜食に要する経費のいずれか低い額とする。

### (交付申請)

第3条 規則第2条の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、補助金の交付の申請は、原則として、学校の学期ごとに行うものとする。また、申請内容に変更のある場合は、別記第2号様式により変更申請するものとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者が、当該申請に関する権限を他に委任した場合は、別記第3号様式により、原則として、学校の学期ごとに申請するものとする。また、申請内容に変更のある場合は、別記第4号様式により変更申請するものとする。

### (交付決定)

第4条 市長は、第3条の規定による交付申請の提出があったときは、申請内容を審査の上補助金の交付の決定をし、申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第5条 規則第8条の規定による実績報告は、別記第5号様式のとおりとする。また、第3条2項による申請の場合は、別記第6号様式のとおりとする。

### (補助金の額の確定)

第6条 市長は、第5条の規定による実績報告の提出があったときは、実績報告内容を審査の上補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

### (その他)

第7条 第6条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。